

## 令和5・6年度 小山市物品購入等入札参加者資格審査の申請について

小山市が発注する物品などの納入や業務委託の受注を希望される方は、次により申請してください。

### 1. 参加者資格（次の各号に該当する者は、競争入札に参加することができない）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた期間を経過しない者
- (3) 申請書が提出された業種について、審査基準日直前の2営業年度において1営業年度以上の経営実績のない者
- (4) 法人にあつては法人市民税に、個人にあつては市県民税に未納がある者
- (5) 法人にあつては法人税又は消費税に、個人にあつては申告所得税又は消費税に未納がある者
- (6) 提出書類のうち、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- (7) 構成員に前(1)から(6)までに該当する者が存する共同企業体

### 2. 有効期間

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間

### 3. 申請について

- (1) 申請書類の受付期間 令和4年10月21日(金)～令和4年11月30日(水)〈消印有効〉
- (2) 申請書類の受付方法 郵送のみ(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送のみの受付とさせていただきます。持参による受付は行いません。)
- (3) 申請書類の配布 小山市HP (産業・しごと>入札契約情報>物品供給等入札等情報>令和5・6年度入札参加者資格審査の申請についてよりダウンロードする)

〈注意事項〉

※書留、簡易書留、特定記録、レターパックなど、**配送記録等が手元に残る方法**で送付してください。

※封筒に「**物品購入等入札参加者資格審査申請書在中**」と明記してください。

### 4. 審査基準日

- (1) 審査基準日は令和4年10月1日です。
- (2) 申請書類については、原則、基準日における状況を記入してください。
- (3) 公的機関が発行する証明書等は、基準日前3か月以降（令和4年7月1日以降）に発行されたものを提出してください。なお、3か月以降であっても内容に変更がある場合は、変更が反映された最新のものを提出してください。

### 5. その他

- (1) 提出書類に不備がある場合は、受理できません。申請後、不備がある場合は係員から連絡いたしますので、令和4年12月14日(水)〈**必着**〉までに必要な書類を提出してください。なお、期日までに提出いただけない場合は、受理できません。申請書類一式を返送させていただきます。
- (2) 不明な点がありましたら、管財課物品契約係へお問合せください。

### 6. 郵送・問合せ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市役所 総務部管財課 物品契約係（本庁6階）

電話 0285-22-9325 FAX 0285-22-9259